

## 第2回 旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会 会議要旨

### 1 日時

令和3年1月27日（水）10時00分から12時00分

### 2 会場

中区地域福祉センター 大会議室1・2・3（大手町平和ビル5階）

### 3 出席者

#### (1) 出席委員（8名）

吉長 成恭（会長）、渡邊 一成（副会長）、中越 信和、西村 紀子、真木 利江、日高 洋、中村 純、胡麻田 泰江

#### (2) 欠席委員

なし

### 4 議事

#### (1) 旧広島市民球場跡地整備等事業者の選定について（諮問）

#### (2) 旧広島市民球場跡地整備等事業に関する公募型サウンディング調査（民間事業者との個別対話）の結果について

#### (3) 旧広島市民球場跡地整備等事業 公募設置等指針について

#### (4) 旧広島市民球場跡地イベント広場における指定管理者の候補者の公募要綱について

#### (5) 旧広島市民球場跡地整備等事業に係る評定要領について

### 5 配布資料

第2回 旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会 配席表

旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会 委員名簿

資料1 旧広島市民球場跡地整備等事業 公募設置等指針（案）の概要

資料2 旧広島市民球場跡地整備等事業 公募設置等指針（案）

資料3 旧広島市民球場跡地イベント広場指定管理者公募の公募要綱（案）

資料4 旧広島市民球場跡地整備等事業に係る評定要領（案）

参考資料1 旧広島市民球場跡地整備等事業者の選定について（諮問）

参考資料2 旧広島市民球場跡地整備等事業に関する公募型サウンディング調査（民間事業者との個別対話）の結果について

参考資料3 第2回旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会の運営に係る取扱いについて

参考資料4 今後のスケジュール

参考資料5 旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会事務取扱要綱

## 6 会議の要旨

### (1) 旧広島市民球場跡地整備等事業者の選定について（諮問）

事務局から参考資料 1 により説明

### (2) 旧広島市民球場跡地整備等事業に関する公募型サウンディング調査（民間事業者との個別対話）の結果について

事務局から参考資料 2 により説明

### (3) 旧広島市民球場跡地整備等事業 公募設置等指針について

### (4) 旧広島市民球場跡地イベント広場における指定管理者の候補者の公募要綱について

### (5) 旧広島市民球場跡地整備等事業に係る評定要領について

事務局から資料 1～4 により説明。委員の主な意見は次のとおり。

#### 【公募対象公園施設について】

- ・公募型サウンディング調査で、公募対象公園施設の建築面積は 3,000 m<sup>2</sup>以上を希望する意見があったとのことだが、建築面積を 3,000 m<sup>2</sup>に広げることは難しいのか。イベント広場の面積の確保が必要ということであれば、イベント広場に必要な面積を提示することも考えられる。

事務局回答：事業者の意見を踏まえ、事務局も 3,000 m<sup>2</sup>とすることが可能かを検討したが、イベント広場の活用に当たり飲食物販施設が大きな面積を占めることは望ましくないことや、メインプロムナードの配置も踏まえると、建築面積 2,500 m<sup>2</sup>程度が適切であり、一体的に占有できる屋外部分を含めて 3,000 m<sup>2</sup>以下と設定した。また、イベント広場に必要な面積を指定することに関して、イベント広場の使い方はイベントの種類に応じて多様であるため、自由に提案していただくことが望ましいと考えている。

#### 【特定公園施設について】

- ・メインプロムナードに関して、「自然石を用いた石畳を整備することなどにより、原爆ドームを背後の望む風格ある」園路として軸線を顕在化すると記載がある。南北軸は広島市にとって重要であることが明記されていると理解しているが、軸をシンボル化するための方法として、必ずしも園路にしなくても良いのではないか。
- ・空間づくりのイメージには「自然石を用いた石畳を整備することなどにより」という記載はない。あまりにも詳細に限定されている印象があるため、もう少し自由度を高めても良いのではないか。
- ・第 37 回全国都市緑化ひろしまフェアの際に南北軸沿いにルートを設けたところ、その軸線に沿って南を見ると原爆ドームがよく見え、歴史が感じられるという意見もあった。修正に反対するものではないが、一定程度はメインプロムナードを尊重する表現があった方が良い。

事務局回答：球場跡地の整備方針については、旧広島市民球場跡地委員会による議論の経緯があり、最終的にはイベント広場とする意見がまとまり、平成 27 年に「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」として市民に公表した。この中で、「原爆死没者慰霊碑から原爆ドームを見通したときの軸線に沿って並木を整備することなどにより、軸線を顕在化させるとともに、歩行者動線として活用する」とされており、これに従い園路として整備することとしている。「自然石を用いた石畳」という記述はないため、当該記述は削除することとしたい。

#### 【指定管理業務について】

- ・ 附帯要件の「園内全体のマネジメントを行う協議会を立ち上げ、構成員となる」との記載について、事業者選定の時期は本事業が最初であるが、協議会の中心となる事業者が明確となっていないと、各選定事業者も進んでリスクを取ることは難しい。公園全体に利用者を導く本事業の選定事業者の役割を踏まえると、「その中心的な役割を果たしていただく」ことを明記した上で公募を行った方が、民間事業者の間でも役割分担が明確化されるのではないかと。

事務局回答：御意見を踏まえて修文する。

#### 【評価の基準について】

- ・ 200 点満点の評価点には環境に関する配点が含まれておらず、「本市が推進する行政施策に係る取組状況」に基づく加減点が 5 点設けられているに過ぎない。紙屋町周辺のヒートアイランド現象などが、本事業によって緩和されると良い。国もカーボンニュートラルの実現を目指していることから、評価の基準のうち、「コンセプト」の評価の視点を 4 項目から 5 項目に増やし、「環境に配慮した」や「二酸化炭素の吸収を促進する」という表現を加えていただきたい。

事務局回答：御意見の趣旨を踏まえ、全体との整合を図りながら修文する。

- ・ 価格点が 200 点満点中 30 点と低い印象がある。全体計画のうち資金企画や経営力の配点 10 点分を含めて考えることとしても問題はないが、本事業は Park-PFI も含まれるため 15%を超えてもよいのではないかと。

事務局回答：事業の性質を踏まえると内容面に比重を置くべきであると考え、本市の指定管理者制度の運用における上限額である 15%を採用している。

#### 【その他】

- ・ 命名権に関しては、記載されているような仕組みを是非とも実施していただきたい。現在、命名権取得者の募集は原則として市が行うとあるが、その場合、市のルールに従うことになり、県内に本社又は支店などの事業所を有する企業に限定されてしまう。県内に事業所がなくても、広島に縁のある企業の応募を認めるなど、一定程度対象を広げて募集を行うのが良い。

本日の審議で出された意見に基づく修正や、本日の資料の趣旨を逸脱しない範囲における修文については会長と事務局に一任し、それを各委員が確認の上、答申することを了承。

事務局から参考資料 4 により今後のスケジュールを説明。

以上